

介護保険制度のお知らせ

介護保険は介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

介護保険課 ☎443

申請から介護サービス利用までの流れ

①申請
長寿介護課へ申請してください。(地域包括支援センター、ケアマネージャー、民生委員などの代行可)。
※認定の結果が出るまで、申請後1カ月ほどかかります。

②審査・判定
市の要介護認定調査員が自宅を訪問し、聞き取り調査を行います。また、市から主治医に意見書の作成を依頼し、それらの結果をもとに、医療・保健・福祉の専門家で構成する介護認定審査会が本人の状態を審査し、別表の要介護状態区分のいずれかまたは非該当と判定します。

③結果通知
原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書と認定の結果が記載された保険証が郵送されます。

④ケアプラン作成
ケアプランとは介護サービスの種類や内容を決めた計画書のことです。要介護1〜5

と認定された方は指定居宅介護支援事業者一覧の中から事業者を選択し、ケアプランの作成を依頼してください。
※指定居宅介護支援事業者一覧表は、申請時に窓口で配布されます。要支援1・2と認定された方は、担当する地域包括支援センターから連絡がありますので、介護予防ケアプランの作成を依頼してください。
⑤サービスを利用
サービスの内容を決定後、サービス事業者と利用の契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用します。サービスを利用した際は、原則として費用の1割を利用者が負担します(平成27年8月から、一定所得以上の方は自己負担が2割になります)。

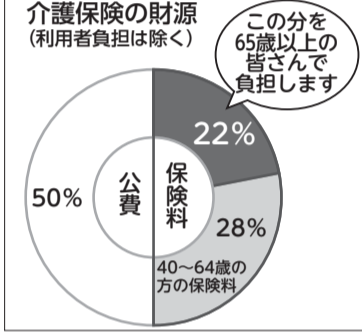
別表

要介護状態区分	要支援1	介護予防サービスを利用できます。
	要支援2	
	要介護1	
	要介護2	
	要介護3	介護サービスを利用できます。
要介護4		
要介護5		
非該当	介護サービスの利用はできませんが、介護予防事業をご案内します。	

※要介護状態区分は、本人に介護や支援が必要な状態であるかどうか、介護や支援がどの程度必要となるかを審査し決定されます。

平成27年度65歳以上の介護保険料

介護保険は、皆さんが納める「介護保険料」と、国・県・市が負担する「公費」を財源として運営されています。その割合は次のとおりです。



なお、介護保険料の個別通知書は、6月中旬に郵送します。
①65歳以上の方の介護保険料の算定の方法
65歳以上の方の介護保険料は、介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。基準額：八潮市で必要な介護サービスの総費用に65歳以上の方の負担分22パーセントを掛け、市内に住む65歳以上の方の人数で割った額(下表「介護保険料早見表」第5段階の金額)。

※40歳から64歳までの方の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決められます。

〈介護保険料早見表〉

あなたの保険料段階を確認しておきましょう (平成26年の所得および課税状況)

スタート! / 生活保護を受給している

はい → 第1段階 (25,700円)

いいえ → 老齢福祉年金を受給している

はい → 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下 → 第1段階 (25,700円)

いいえ → 同じ世帯に住民税を課税されている方がいる

はい → 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円以下 → 第2段階 (37,200円)

いいえ → 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下 → 第5段階 (57,300円)

前年の合計所得金額は?

- 120万円未満 → 第6段階 (68,700円)
- 120万円以上190万円未満 → 第7段階 (71,600円)
- 190万円以上290万円未満 → 第8段階 (85,900円)
- 290万円以上400万円未満 → 第9段階 (91,600円)
- 400万円以上 → 第10段階 (100,200円)

●老齢福祉年金とは…
明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

●合計所得金額とは…
収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

●課税年金収入額とは…
国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

所得段階	対象者	年額保険料
第1段階	●生活保護を受給している方 ●世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	25,700円 (基準額×0.45)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	37,200円 (基準額×0.65)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	42,900円 (基準額×0.75)
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	51,500円 (基準額×0.90)
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	57,300円 (基準額)
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	68,700円 (基準額×1.20)
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	71,600円 (基準額×1.25)
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	85,900円 (基準額×1.50)
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	91,600円 (基準額×1.60)
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	100,200円 (基準額×1.75)